

# 社会福祉法人さざなみ福祉会評議員・役員の報酬等 及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さざなみ福祉会（以下「この法人」という。）定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、評議員・役員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の表のとおり報酬を支給する。

職 務 内 容	日 額
委員会への出席	3, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出席（研修等を含む。）	5, 0 0 0 円

2 この法人は、役員等に対しては賞与及び退職手当は支給しない。

(この法人職員給与との併給)

第4条 この法人の職員を兼務し職員給与を支給している役員等に対しては、本規定に基づく役員等報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、次の表に基づき、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要する

ものについては前もって支払うものとする。

(1) 役員等の管内職務に係る費用

役員等の自宅からこの法人の事務局又は開催場所の距離に基づく次の額

距 離	費 用	距 離	費 用
2 km以上 5 km未満	2 0 0 円	1 5 km以上 2 0 km未満	7 0 0 円
5 km以上 1 0 km未満	3 0 0 円	2 0 km以上 2 5 km未満	9 0 0 円
1 0 km以上 1 5 km未満	5 0 0 円	2 5 km以上	1, 1 0 0 円

(2) 役員等の管外職務に係る費用

社会福祉法人さざなみ福祉会さざなみ保育園の職員旅費規則に定める金額に準ずる額（但し、日当は除く。）とし、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この規程の施行後、従来の社会福祉法人さざなみ福祉会役員旅費規程は、廃止する。